



(その1)

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

# 収支報告書 (令和 2 年分)

(ふりがな) (しゅんようかい)

- 1 政治団体の名称 俊葉会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉市中央区神明町5-19クレセントビル2階
- 3 代表者の氏名 熊谷 俊人
- 4 会計責任者の氏名 秋山 忍

### 問合せ先

(担当者) 近藤 綾

(電話) 043-441-7739

### 【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、すべての領収書を保管すること。

### 国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

- 第1号に係る国会議員関係政治団体
- 第2号に係る国会議員関係政治団体
  - ・公職の候補者の氏名 \_\_\_\_\_
  - ・公職の種類 \_\_\_\_\_  
(該当する方に○→) ( 現職 ・ 候補者 )
  - ・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
  - 1年を通じて適用
  - 対象年の途中での適用の異動あり  
(「異動あり」の場合のみ以下を記入)  
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治 団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
(以下 指定「有」の場合のみ記載)	
・公職の種類 _____	千葉市長
(該当する方に○→)	(現職)
・資金管理団体の届 出をした者の氏名 _____	熊谷俊人
・資金管理団体の指定の期間	
<input checked="" type="checkbox"/> 1年を通じて適用	
<input type="checkbox"/> 対象年の途中での適用の異動あり (「異動あり」の場合のみ以下を記入) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	

### 注意

- (1) この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
- (2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
- (3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

3/9

(下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと)

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
368700			

△ m  
/ ✓

# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)宣誓書は提出しなければならない。

## 1. 収支の総括表

(1) 収入総額 (①+②) .....	0	1	0						76,112,640
① (前年からの繰越額) .....	0	2	0						22,237,495
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) .....	0	3	0						53,875,145
(2) 支出総額 (表(その13-1)の合計額) .....	0	4	0						33,391,574
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2)) .....	0	5	0						42,721,066

## 2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、010~050の欄にはすべて記入すること。↑

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 A .....	0	6	0						0
員 数 .....	0	7	0						0

### (2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0 8 0	25,467,490	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0 9 0	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1 0 0	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	1 1 0	10,010,000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1 2 0	35,477,490	080~110の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	1 3 0	0	
イ 政党匿名寄附	1 4 0	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	1 5 0	35,477,490	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その3-1)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）				
事業の種類			金額	備考
			十億 百万 千 円	
		出版事業	7,686,201	
		講演料	80,000	
8	0	0	この頁の小計	7,766,201
9	0	0	合 計 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">C</span>	7,766,201

→ この欄には何も記入しないこと。（以下同じ）

- 注意(1) 政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「〇〇紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「〇〇会会費」、その他の事業にあつては「その他催物事業」と記載すること。
- (2) 政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

(その3-2)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (政治資金パーティー)									
政治資金パーティーの名称			金 額				開 催 年月日	開 催 場 所 (所在地及び施設名)	備 考
			十億	百万	千	円			
		出版記念会		9	270	000	R2.9.1	ティーケーピーガーデンシティ千葉 千葉市中央区問屋町1-45	
8	0	0				9,270,000			
9	0	0				9,270,000			

注意 (1) 収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー (特定パーティー) については、本表のほか表(その10)も提出すること。  
 (2) 20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)~(その11-3)にその内容を記載すること。  
 また、あっせんによって20万円超の収入 (売上) を集めた者がいる場合には、表(その12-1)~(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。  
 (3) 他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入					
摘要			金額	収入日 年月日	備考
8	0	0	この頁の小計		
8	1	0	1件10万円未満のもの	1,361,454	→※10万円未満のその他の収入については、 合算してこの欄に記載すること。
9	0	0	合計 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">G</span>	1,361,454	

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。  
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
		石井文雄 (小計)	400,000		千葉市中央区亀岡町5-9	税理士	
			200,000	R2. 5. 1			
			200,000	R2. 12. 28			
		佐々木淳子 (小計)	100,000		千葉市稲毛区轟町1-7-5	会社役員	
			50,000	R2. 7. 29			
			50,000	R2. 12. 2			
		櫻井章雄	10,000	R2. 2. 25	千葉市中央区神明町205-1-1807	無職	
		浅川剛	1,500,000	R2. 6. 25	千葉市緑区上大和田町262	会社役員	
		畠山一雄	50,000	R2. 8. 31	千葉市中央区松ヶ丘町220	団体役員	
		鈴木節子	1,000,000	R2. 9. 4	山武市森1444	会社役員	
		天野隆	1,500,000	R2. 9. 25	浦安市舞浜2-45-9	税理士	
		荒木浩幸	20,000	R2. 10. 1	千葉市中央区登戸1-13-2-B404	会社役員	
		加田美樹	1,500,000	R2. 10. 19	大網白里市季美の森南5-18-5	会社役員	
		浅川剛司	1,500,000	R2. 10. 19	千葉市美浜区打瀬1-11-1-D707	会社役員	
		中村文江	1,500,000	R2. 10. 19	千葉市緑区上大和田町262	会社役員	
8	0	0	この頁の小計				
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

**(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」を記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
		白鳥悟嗣	500,000	R2.10.26	東京都練馬区関町南3-11-16-301	会社役員	
		金子勝彦	100,000	R2.11.4	千葉県稲毛区小仲台2-1-1-3505	会社役員	
		石田辰雄	200,000	R2.11.11	千葉県稲毛区作草部町1289-1-408	会社役員	
		岳章裕	10,000	R2.12.1	東京都千代田区平河町1-4-9-807	会社役員	
		千代川宗圓	1,000,000	R2.12.1	東京都中央区佃2-19-1-2601	会社役員	
		小山郁子	100,000	R2.12.4	東京都調布市深大寺北町5-14-4	会社役員	
		寒竹郁夫	500,000	R2.12.7	千葉県美浜区真砂1-7-9	会社役員	
		浅田金誉	1,000,000	R2.12.8	千葉県若葉区大宮台7-7-10	会社役員	
		茂木みどり	1,000,000	R2.12.8	千葉県緑区おゆみ野中央5-10-15	会社役員	
		篠塚悦子	50,000	R2.12.10	船橋市習志野台4-75-18-405	行政書士	
		組田幸一郎	1,000,000	R2.12.17	千葉県花見川区さつきが丘1-16-20-C101	会社役員	
		伊藤政高	300,000	R2.12.21	東金市山口1431-3	会社役員	
		宮野哲	300,000	R2.12.21	旭市琴田3148	会社役員	
		高橋秀徳	300,000	R2.12.21	千葉県長生郡長柄町国府里221	会社役員	
		小川均	300,000	R2.12.21	千葉県稲毛区小中台町501-3-604	会社役員	
8	0	0	この頁の小計				
			6,660,000				
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
		諏訪祐介	200,000	R2.12.21	千葉県山武郡横芝光町谷中2020	会社役員	
		青柳武男	200,000	R2.12.21	千葉市中央区椿森1-21-23	会社役員	
		石橋信夫	200,000	R2.12.21	東金市押堀133-8	会社役員	
		大木英伸	300,000	R2.12.21	東金市東金940-29	会社役員	
		椎名孝次	300,000	R2.12.21	千葉県山武郡横芝光町木戸4667	会社役員	
		八本栄清	300,000	R2.12.21	山武市蓮沼ハ4926-2	会社役員	
		畔蒜毅	500,000	R2.12.21	千葉県山武郡横芝光町木戸1220	会社役員	
		畔蒜義文	500,000	R2.12.21	千葉県山武郡横芝光町木戸1220	会社役員	
		畔蒜宏美	200,000	R2.12.21	千葉県浦安市明海1-3-1-603	会社役員	
		畔蒜明弘	300,000	R2.12.21	千葉県山武郡横芝光町木戸10464-3	会社役員	
		畔蒜由香子	300,000	R2.12.21	千葉県山武郡横芝光町木戸10464-3	会社役員	
		畔蒜由美子	300,000	R2.12.21	千葉県山武郡横芝光町木戸1220	会社役員	
		齋藤隆幸	200,000	R2.12.21	千葉県山武郡横芝光町栗山3286-32	会社役員	
		新井昌三	30,000	R2.12.23	千葉市中央区大森町263薦岡方	無職	
		梅原吉治	1,000,000	R2.12.23	千葉市美浜区打瀬1-2-2-2706	会社役員	
8	0	0	この頁の小計	4,830,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

**(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
		平山登志夫	1,000,000	R2.12.23	千葉県花見川区花見川1494-3	団体役員	
		小山秀機	100,000	R2.12.25	東京都調布市深大寺北町5-14-4	会社役員	
		矢作将彦	1,500,000	R2.12.26	東京都江東区新木場4-3-26	会社役員	
		鈴木隆	1,000,000	R2.12.26	船橋市東船橋5-12-7	会社役員	
		杉井和雄	1,000,000	R2.12.29	木更津市木更津2-17-17	会社役員	
		増村章仁	100,000	R2.12.29	千葉市中央区神明町31-5	会社役員	
		小野隆夫	10,000	R2.12.29	四街道市大日471-32	会社役員	
800		この頁の小計	4,710,000				
810		その他の寄附	187,490				→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計	25,467,490				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
**(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に 特○と記載すること。  
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分	政治団体		
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		千葉県医師連盟	10,000,000	R2.12.4	千葉市中央区千葉港4-1	入江康文	
800		この頁の小計	10,000,000				
810		その他の寄附	10,000				→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計	10,010,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。  
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3)政治団体以外の団体からの寄附は、表(その7-2)へ記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				金額				備考					
項目				十億	百万	千	円						
1	経	常	経	費									
	(1)	人	件	費	0	1	0	10,013,035					
	(2)	光	熱	水	費	0	2	0	28,512				
	(3)	備	品	・	消	耗	品	費	0	3	0	4,255,798	
	(4)	事	務	所	費	0	4	0	5,780,390				
	小	計	((1)~(4))		8	0	0	20,077,735					
2	政	治	活	動	費								
	(1)	組	織	活	動	費	0	5	0	1,694,193			
	(2)	選	挙	関	係	費	0	6	0	0			
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※			0	7	0	10,568,996					
内 訳	ア	機関紙誌の発行事業費			0	8	0	0					
	イ	宣伝事業費			0	9	0	3,005,122	※(080)行から(110)行の合計を、 (070)行に記載すること				
	ウ	政治資金パーティー開催事業費			1	0	0	2,535,077					
	エ	その他の事業費			1	1	0	5,028,797					
(4)	調	査	研	究	費	1	2	0		650			
	(5)	寄	附	・	交	付	金	1	3	0	1,000,000		
	(6)	その他の経費			1	4	0	50,000					
	小	計	((1)~(6))		8	0	1	13,313,839	うち本部・支部間の交付金合計	円			
	合	計			9	0	0	33,391,574	←(800)行と(801)行の合計を記載すること				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要		
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要	政治資金パーティーを 開催した場合に必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				28,512				
合計				28,512				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
  - (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
  - (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
コピー複合機リース・コピー代		75,293	R2.12.4	千葉市経済懇話会	千葉市中央区神明町5-19	
封筒印刷代		174,240	R2.2.28	株式会社メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12	
携帯電話端末代		103,488	R2.3.9	ドコモショップ千城台店	千葉市若葉区千城台北3-21-1	
モバイルPC代		177,235	R2.11.5	富士通ショッピングサイトWEBMART	川崎市幸区鹿島田1-1-2	
封筒印刷代		57,200	R2.12.4	株式会社メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12	
タイヤ交換代		72,096	R2.12.9	イエローハット千葉都町店	千葉市中央区都町5-8-5	
政務車購入代		2,344,055	R2.12.15	千葉トヨタ自動車株式会社	千葉市中央区登戸2-2-7	
封筒印刷代		193,600	R2.12.17	株式会社メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12	
この頁の小計		3,197,207				
その他の支出		1,058,591				
合計		4,255,798				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
家賃2月分	122,222	R2.1.27	(株)千匠	千葉市中央区亥鼻1-2-3	領収書を徴し難かったもの	
家賃3月分	122,222	R2.2.25	(株)千匠	千葉市中央区亥鼻1-2-3	領収書を徴し難かったもの	
家賃4月分	122,222	R2.3.25	(株)千匠	千葉市中央区亥鼻1-2-3	領収書を徴し難かったもの	
家賃5月分	122,222	R2.4.27	(株)千匠	千葉市中央区亥鼻1-2-3	領収書を徴し難かったもの	
家賃6月分	122,222	R2.5.25	(株)千匠	千葉市中央区亥鼻1-2-3	領収書を徴し難かったもの	
家賃7月分	122,222	R2.6.25	(株)千匠	千葉市中央区亥鼻1-2-3	領収書を徴し難かったもの	
家賃8月分	122,222	R2.7.27	(株)千匠	千葉市中央区亥鼻1-2-3	領収書を徴し難かったもの	
家賃9月分	122,222	R2.8.25	(株)千匠	千葉市中央区亥鼻1-2-3	領収書を徴し難かったもの	
家賃10月分	122,222	R2.9.25	(株)千匠	千葉市中央区亥鼻1-2-3	領収書を徴し難かったもの	
家賃11月分	122,222	R2.10.26	(株)千匠	千葉市中央区亥鼻1-2-3	領収書を徴し難かったもの	
家賃12月分	122,222	R2.11.25	(株)千匠	千葉市中央区亥鼻1-2-3	領収書を徴し難かったもの	
家賃1月分(R3年)	122,222	R2.12.25	(株)千匠	千葉市中央区亥鼻1-2-3	領収書を徴し難かったもの	
この頁の小計	1,466,664					
その他の支出						
合計						

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
  - (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
  - (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
千葉中央ツインビルNO.1仲介手数料		594,000	R2.11.11	株式会社ビルネット千葉	千葉市中央区富士見2-3-1塚本大千葉ビル9階	振込明細書に関わる支出目的書
千葉中央ツインビルNO.1賃貸借礼金		594,000	R2.11.11	笹川幸子	千葉市花見川区花園2-2-11	振込明細書に関わる支出目的書
千葉中央ツインビルNO.1 12月分賃料		325,741	R2.12.4	笹川幸子	千葉市花見川区花園2-2-11	振込明細書に関わる支出目的書
千葉中央ツインビルNO.1 1月分賃料		594,000	R2.12.4	笹川幸子	千葉市花見川区花園2-2-11	振込明細書に関わる支出目的書
千葉中央ツインビルNO.2 仲介手数料		333,795	R2.12.28	株式会社ビルネット千葉	千葉市中央区富士見2-3-1	振込明細書に関わる支出目的書
千葉中央ツインビルNO.2 礼金・1月分家賃		667,590	R2.12.28	山口静江	浦安市高洲4-3-1-1714	振込明細書に関わる支出目的書
祈祷料		102,400	R2.12.21	千葉神社社務所	千葉市中央区院内1-16-1	
事務所フィルム施工		112,200	R2.12.25	株式会社メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12	
この頁の小計		3,323,726				
その他の支出		990,000				
合計		5,780,390				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1)経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		①. 組織活動費 ②. 選挙関係費 ③. 機関紙誌の発行事業費 ④. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		( 渉外費 )	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
千葉市経済懇話会年会費	50,000	R2. 2. 27	千葉市経済懇話会	千葉市中央区神明町5-19		
意見交換会会場費	103,250	R2. 11. 13	株式会社ナリタ・コスゲオペレーションズ	成田市小菅456	振込明細書に関わる支出目的書	
意見交換会会場費	121,000	R2. 12. 3	株式会社マルエイホテルズ	市原市五井5584-1	振込明細書に関わる支出目的書	
意見交換会会場費	87,120	R2. 12. 28	株式会社三井不動産ホテルマネジメント	東京都中央区日本橋本町2-2-5	振込明細書に関わる支出目的書	
この頁の小計	361,370					
その他の支出	967,473					
合計	1,328,843					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。



(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		①. 組織活動費	②. 選挙関係費	③. 機関紙誌の発行事業費	④. 宣伝事業費		⑤. その他の事業費	⑥. 調査研究費	⑦. 寄附・交付金
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円					
この頁の小計				0					
その他の支出				224,950					
合計				224,950					

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		①. 組織活動費	②. 選挙関係費	③. 機関紙誌の発行事業費	④. 宣伝事業費		⑤. その他の事業費	⑥. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
宿泊費	十億	百万	千	円	R2. 11. 23	花しぶきリゾート&カンパニー	館山市塩見233-4	
この頁の小計			65	720				
その他の支出			74	680				
合計			140	400				

( 宿泊費 )

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)			項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費		4. 宣伝事業費	5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
webサーバ運用保守年額費用	118,800	R2.1.21	株式会社かっぺ	千葉市中央区弁天2-22-6				
この頁の小計	118,800	→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。						
その他の支出	115,775							
合計	234,575							

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
記者会見会場代	130,547	R2. 11. 9	ホテルポートプラザちば	千葉市中央区千葉港8-5				
ポスター印刷代	192,500	R2. 12. 4	株式会社メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12				
ポスター印刷代	665,500	R2. 12. 22	株式会社メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12				
ポスター印刷代	187,000	R2. 12. 25	株式会社メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12				
会報増刷代	1,386,000	R2. 12. 31	株式会社メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12				
この頁の小計	2,561,547							
その他の支出	209,000							
合計	2,770,547							

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。  
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-2)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 政治資金パーティー 開催事業費 (パーティーの名称: 出版記念会)				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
案内状印刷代	207,900	R2. 7. 29	(株)メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12		
案内状郵送代	108,502	R2. 8. 3	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1		
案内状郵送代	51,440	R2. 8. 4	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1		
記念品代	825,000	R2. 8. 31	株式会社菊園	千葉市若葉区若松町360-24		
会場代	1,007,776	R2. 9. 4	株式会社ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町8番地		
この頁の小計	2,200,618					
その他の支出	334,459					
900 合計	2,535,077					

※1 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2 複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

- 注意 (1) 本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別業にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別業とすること。）
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	⑤. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		( 出版事業 )			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
「千の葉をつなぐ幹となれ」初版制作費	十億	百万	千	円	R2. 9. 14	株式会社千葉日報社	千葉市中央区中央4-14-10	
		2,	624,	930				
郵送代			101,	272	R2. 10. 28	ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座2-16-10	
第2版印刷費			1,	515,	030	R2. 11. 12	株式会社千葉日報社	千葉市中央区中央4-14-10
チラシ印刷代			517,	440	R2. 12. 28	株式会社千葉日報社	千葉市中央区中央4-14-10	
この頁の小計			4,	758,	672			
その他の支出			270,	125				
合計			5,	028,	797			

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	⑥. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出				650				
合計				650				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		( 寄附 )	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
寄附	1,000,000	R2.12.17	千の葉をつなぐ幹となれ	千葉市中央区神明町5-19		
この頁の小計	1,000,000					
その他の支出	0					
合計	1,000,000					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。



(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)			項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  (金銭以外のものによる寄附相当分)	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費			4. 宣伝事業費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
金銭以外のものによる寄附相当分	50,000	R2. 12. 20	河原大輔		千葉市中央区松波3-7-13	労務の無償提供	
この頁の小計	50,000						
その他の支出	0						
合計	50,000						

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無						
資 産 等 の 項 目 別 区 分				有 ※注(3)参照 88	無	備 考
	14	16				
ア 土 地	0	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	0	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	0	6	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	0	7	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

##

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	(該当する項目に○)				年月日	備考			
			01 土地	02 建物	03 地上権等	04 動産			05 預金等	06 金銭信託	07 有価証券
摘要		金額				年月日	備考				
		十億	百万	千	円						
	政務用車両		2	344	055	R2.12.15	1台				
800	この頁の小計		2	344	055						
900	合計		2	344	055						

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別業とし、必要に応じてコピーすること。  
 (2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 19 日

政治団体の名称 俊葉会

会計責任者の氏名 秋山 忍



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。